

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月20日（平成30年（行個）諮問第49号）

答申日：平成30年10月2日（平成30年度（行個）答申第110号）

事件名：本人に関する事案の処理状況が分かる相談対応票等の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる本件文書1及び本件文書2に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の趣旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年12月21日付け北海相第172号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

保有個人情報利用停止請求書の請求に係る趣旨及び理由の（理由）（その内容は別紙の2のとおり。）のとおり。

(2) 意見書

貸金庫の契約者が死亡した時点で、代理権が消滅するので、代理人は貸金庫を開扉することはできない。

北海道管区行政評価局特定職員は、貸金庫を開扉できることを再度丁寧に説明した、と主張しているが、うそである。

○ 4 諮問庁の意見（下記第3の4）

審査請求人が利用停止を求める特定受付番号Aの相談対応票については、処分庁は、審査請求人からの請求を受け、平成28年11月1日付け北海相第124号により保有個人情報の利用停止をしない旨の決定を行っており、これに対する審査請求についても既に棄却裁決が行われているところである。

● これは、諮問庁が処分庁を通じて審査請求人に確認した結果、・・

・ ・と虚偽の記載をし、審査会をだましたものである。

審査請求人に確認した年月日、方法を質問したがいまだに回答はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年11月22日付けで、処分庁に対して、法37条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報について利用停止請求があった。処分庁は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、同年12月21日付け北海相第172号で、原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月27日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

2 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、①〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）様が北海道管区行政評価局に特定年月日に行政相談した事案について、当該事案の処理状況が分かる相談対応票及び②相談対応票（特定受付番号B）の保有個人情報訂正請求に対する決定に係る電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号B）である。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記2の保有個人情報について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止（消去）をしてほしいとしている。その理由として、「代理人の届けが無いことが遺言書で貸金庫の開扉ができなかったことの原因でないのに虚偽の説明をしているから。契約者の死亡と同時に代理権が消滅するのに、代理人が貸金庫を開扉できることを、再度丁寧に説明をしているから。消去しないと、他の行政相談官が、遺言書で代理人が貸金庫を開扉できると勘違いするから。」としている。

4 諮問庁の意見

(1) 審査請求人が利用停止を求める上記2の①の文書（特定受付番号Aの相談対応票）については、処分庁は、審査請求人からの請求を受け、平成28年11月1日付け北海相第124号により保有個人情報の利用停止をしない旨の決定を行っており、これに対する審査請求についても既に棄却裁決が行われているところである。

(2) また、上記2の②の文書については、審査請求人からの平成27年11月10日付け保有個人情報訂正請求に基づき、処分庁において訂正しない旨の決定に係る電子決裁が行われた経緯等について記録し、保存しているものであり、審査請求人は、利用停止を請求する趣旨として法3

6条1項1号に該当するため消去すべきと主張しているが、当該文書は、審査請求人からの訂正請求が行われた結果として適法に取得したものであり、訂正請求に対する決定等について記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、当該利用目的以外の目的のために利用又は提供している事実もない。

(3)したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当せず、利用停止をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月17日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月10日 審議
- ⑤ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求めるところであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利

用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、検討する。

3 本件対象保有個人情報1の利用停止の要否についての検討

(1) 諮問庁は、上記第3の4(1)のとおり、本件対象保有個人情報1の利用停止請求については、処分庁において、平成28年11月1日付け北海相第124号により当該保有個人情報の利用停止をしない旨の決定を行っており、これに対する審査請求については、既に当該審査請求を棄却する裁決が行われているから、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しない旨説明する。

(2) そこで、諮問庁から上記(1)の利用不停止決定通知書(写し)及び裁決書(平成29年3月15日付け総評相第20号)謄本(写し)の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、審査請求人が、本件文書1と同一の相談対応票につき、当該相談対応票に係る行政相談を行っておらず、当該行政相談の処理を担当した北海道管区行政評価局からの回答ももらっていない旨主張して、当該相談対応票に記録された保有個人情報を全て削除するよう請求したのに対し、処分庁が、当該保有個人情報については、北海道管区行政評価局において、適法に取得したもので、その利用目的の達成に必要な範囲で保有されており、当該利用目的以外の目的で利用又は提供されている事実もないとして、利用不停止決定を行い、これに対する審査請求を受けた諮問庁においても、当該利用不停止決定は妥当であるとして、審査請求を棄却する裁決(これに先立つ当審査会の平成28年度(行個)答申第179号の答申に沿ったものである。)を行ったものと認められる。

(3) これに対し、本件審査請求中、本件対象保有個人情報1に関する審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報1に係る説明内容(代理人の届けがないことが遺言書で貸金庫の開扉ができなかったことの原因であるかどうかに関する説明の内容)が正しくなく、消去しないと、他の行政相談官が、遺言書で代理人が貸金庫を開扉できると勘違いするからというものであるところ、諮問書に添付された本件保有個人情報利用停止請求書(写し)の記載を全体としてみれば、上記主張は、本件対象保有個人情報1の一部に誤りがあることを理由に本件対象保有個人情報1全体の利用停止(消去)を求めるものと解される。

そこで検討すると、審査請求人の上記主張は、本件対象保有個人情報1について、上記裁決後に新たに生じた事情又は新たに判明した事情を理由にその利用停止を求めるというようなものでないから、上記裁決の存在を前提とすれば、法36条1項1号の規定する各要件の該当性に関わる主張とはいえない。

そうすると、審査請求人の上記主張は、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討・判断するまでもなく、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないというほかはない。

4 本件対象保有個人情報2の利用停止の要否について

法36条1項1号の規定する各要件に則して検討すると、以下のとおりである。

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報2の取得の経緯について、諮問庁は、本件対象保有個人情報2は、審査請求人からの訂正請求が行われた結果として適法に取得した旨説明するので、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象保有個人情報2は、原処分に係る利用不停止決定通知書の利用停止をしないこととした理由に記載があるとおり、相談者（審査請求人）からの相談を受けた結果として取得したものであるとのことである。

イ そこで、当審査会において、諮問書に添付された本件文書2（写し）を確認したところ、その内容に照らせば、本件文書2に記録された保有個人情報は、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものである旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められないことから、本件対象保有個人情報2は、北海道管区行政評価局において適法に取得されたものと認められる。

(2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報2の利用目的及び保有の状況に関して、諮問庁は、訂正請求に対する決定等について記録するという利用目的の達成に必要な範囲で保有していると説明する。

イ 本件対象保有個人情報2の取得の経緯に係る上記(1)の認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報2の取得後、訂正請求に対する決定等について記録するという利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件対象保有個人情報を保有している旨の諮問庁の上記第3の4の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報2を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供して

はならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報2の利用及び提供の状況について、諮問庁は、訂正請求に対する決定等について記録する利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はないと説明する。

ウ 本件対象保有個人情報2の取得の経緯に係る上記(1)の認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報2の取得後、訂正請求に対する決定等について記録するという利用目的以外の目的のために本件対象保有個人情報2を利用又は提供した事実はない旨の諮問庁の上記イの説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報2を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用し、又は提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件対象保有個人情報記録された文書

本件文書1 ○○様が北海道管区行政評価局に特定年月日に行政相談した事案について、当該事案の処理状況が分かる相談対応票

本件文書2 相談対応票（特定受付番号B）の保有個人情報訂正請求に対する決定に係る電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号B）

2 保有個人情報利用停止請求書の請求の理由

代理人の届けが無いことが遺言書で貸金庫の開扉ができなかったことの原因でないのに虚偽の説明をしているから。契約者の死亡と同時に代理権が消滅するのに、代理人が貸金庫を開扉できることを、再度丁寧に説明をしているから。消去しないと、他の行政相談官が、遺言書で代理人が貸金庫を開扉できると勘違いするから。